第１号様式（第５関係）

　　年　　月　　日

東京都知事　　　　　殿

申請者　住所

　氏名　　　　　　　　　印

　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付申請書

　　年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第５の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　経費内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 費  (A+B+C) | 補助対象  経費  (A+B) | 経　費　内　訳 | | | 備　考 |
| 都補助金  (A) | 自己資金  (B) | その他  (C) |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |  |

３　関係書類

1. 誓約書（第１号様式の２）
2. 事業計画書（第２号様式）
3. 収支予算書（第３号様式）
4. その他

第１号様式の２（第５関係）

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　　殿

　　新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第５の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

　　また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１８の規定により補助金等の交付決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１９の規定に基づき返還を命ぜられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

　　あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ紹介がなされることに同意いたします。

　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　法人名等

　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

・暴力団員を雇用している者

・暴力団又は暴力団員を不当に利用している認められる者

・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第２号様式（第５、第９、第１０、第１４関係）

事業（変更）計画（実績）書

１　新製品開発の目的

２　開発新製品の販売促進活動の取組

３　多摩産材の認知度向上及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（ＰＲ活動）

４　開発期間（予定）

　　事業着手年月日　　：　　　　　　年　　月　　日

　　完了年月日　　　　：　　　　　　年　　月　　日

５　多摩産材目標利用量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目標値 | 指標設定の考え方 | 備　　　考 |
|  |  |  |

※事業を実施した翌年度から起算して３年間の目標利用量を記入してください。

６　経費区分（消費税は含めない）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経 費 区 分 | 金 額（円） | 備　　　　考 |
|  |  |  |
| 合　　計 |  |  |

※経費区分は、別表１（第３関係）を指す。

６　事業の内訳（消費税を含めない）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 業 種 目 | 事業費  (A)＋(B) | 都補助金(A) | 自己資金(B) | 内 訳 | | | | | | 備 考 |
| 項　目 | 経費区分 | 単 価 | 数量 | 単位 | 金 額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

第３号様式（第５、第９、第１０、第１４関係）

（変更）収支予算（精算）書

１　収　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予　算　額  （円） | （精算額）  （円） | （増減額）  （円） | 備　　考 |
| 都補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 計（事業費） |  |  |  |  |

２　支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予　算　額  （円） | （精算額）  （円） | （増減額）  （円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
| 小計  （補助対象経費） |  |  |  |  |
| 消費税 |  |  |  |  |
| 計（事業費） |  |  |  |  |

※変更収支予算書にあっては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで上段に記載すること。

※積算内訳書（金額の根拠）を添付すること。

※消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとする。

第４号様式（第６関係）

番　　　　　　　　　号

申請者　　　　　　　殿

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金については、同補助金要綱第６の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、　　　　年度補助金を下記のとおり交付します。

　　年　　月　　日

東京都知事　　　　印

記

１　補助金の額　　金　　　　　　　　　円

補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

２　交付の条件

（１）事情変更による決定の取消し等

　　　 知事はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

（２）承認事項

　　　 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

　　 ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　 イ　事業費及び経費の配分を変更しようとするとき。

ウ　補助事業を中止しようとするとき。

（３）事故報告等

　　　 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（４）遂行状況報告

　 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

（５）補助事業の遂行命令

　　 ア　知事は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

　　 イ　補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

（６）実績報告

　　　 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたとき、補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

　　 ア　事業実績

　　 イ　収支精算

（７）補助金の額の確定

　　 　知事は（６）の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

（８）是正のための措置

　　 　知事は（７）の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

（９）交付決定の取消し

　　 ア　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

　　　 (ア)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ)　補助金を他の用途に使用したとき。

（ウ） 事業実施当年度内に事業が完了しない（支払いが完了しない）とき。

（エ） 他の公的な補助金や助成金の対象とされたとき。

(オ)　補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(カ)　その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ　アの規定は、（７）の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

（１０）補助金の返還

ア　知事は、（１）又は（９）の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ　知事は（７）の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（１１）違約加算金及び延滞金

ア　知事が（９）アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ　知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ　ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（１２）違約加算金の計算

（１１）アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（１３）延滞金の計算

　　　 （１１）イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（１４）他の補助金等の一時停止等

　　　　知事は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

（１５）状況報告

　　　　補助事業者は、事業を実施した翌年度から起算して３年間は、状況報告書により普及・販売等の実績を各年度の翌年５月末までに知事に報告しなければならない。

（１６）帳簿の整理、管理等

　　　ア　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

イ　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（１７）交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び新製品開発による多摩産材普及事

業費補助金交付要綱（平成２９年４月１３日付２８産労農森第１１７２号。以下、「交付要綱」という。）を遵守するものとする。また、交付要綱の規定によらなければならない。

３　申請の撤回

　　補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後１４日以内に申請を撤回することができる。

第５号様式（第９関係）

　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　殿

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金に係る変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業を下記のとおり変更したいので、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第９第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　計画内容の変更

２　計画変更の理由

３　関係書類

1. 事業変更計画書（第２号様式）
2. 変更収支予算書（第３号様式）

第６号様式（第９関係）

番　　　　　　　　　号

　　 　　　　年　　月　　日

　補助事業者　　　　　　殿

東京都知事　　　　　　　 印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金に係る変更承認通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　　　第　　　号で申請のあった標記事業の変更については、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第９第３項の規定により承認します。

第７号様式（第１０関係）

　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金に係る中止承認申請書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり事業を中止したいので、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第１０第１の規定により承認を申請します。

記

１　中止の理由

２　補助事業の当初からの経過及び現況

３　関係書類

1. 事業変更計画書（第２号様式）
2. 変更収支予算書（第３号様式）

第８号様式（第１０関係）

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　補助事業者　　　　　　　殿

　　　　　東京都知事　　　　　　　　印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金に係る中止承認通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で交付決定の通知があった標記事業の中止について、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第１０第２の規定により承認します。

第９号様式（第１４関係）

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金に係る実績報告書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施したので、新製品開発による多摩産材普及推進事業費補助金交付要綱第１４の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

１　事業実績書（第２号様式）

２　収支精算書（第３号様式）

３　その他関係書類

1. 位置図（製品開発実施箇所、実証試験箇所等）
2. 事業執行状況の記録（工程表、工事記録写真、支払い明細等）
3. 完了写真
4. 東京の木多摩産材証明書（別紙）
5. 開発製品の販売促進活動に関する資料
6. 多摩産材の認知度向上及び木の良さや木材の利用意義等を伝える取組（ＰＲ活　動）に関する資料

別紙（第９号様式）

東京の木多摩産材証明書

　　 出荷元　住所

氏名　 　　　印

　下記の製品については、東京の木多摩産材であることを証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |
| 納 入 量 | ｍ３ |
| 納 入 先 |  |
| 納 材 品 | 樹　種： |
| 径級・規格等： |
| 納 入 日 | 年　　　月　　　日 |
| 備　　考 |  |

・本様式によるほか、東京の木多摩産材認証制度における確認書をもって代えることができる。

第１０号様式（第１５関係）

番　　　　　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　補助事業者　　　　　　殿

東京都知事　　　　　　　　　 印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定した　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金については、　　　　年　　月　　日付　　第　　号をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

記

１　確　定　額　　　　　金　　　　　　　　　円

第１１号様式（第１６関係）

　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　　　年度新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付額確定通知のあった標記補助金について、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第１６の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

　　　　　　　 請求金額　　 金　　　　　　　　 円

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 確　定　額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 今回請求額 | 金　　　　　　　　　円 |

第１３号様式（第２５関係）

　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　　殿

補助事業者　　住所

　氏名　　　　　　　　　　印

新製品開発による多摩産材普及事業達成状況報告書

　　　　　年　月　日　　付　　第　号により補助金額を確定した新製品開発による多摩産材普及事業について、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第２５に基づき、　　　　年度の多摩産材利用実績状況を下記のとおり報告します。

記

１　多摩産材利用量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目 標 利 用 量 | 現　状　値 | 達 成 率（％） | 備　　考 |
|  |  |  |  |

２　実施した開発製品販売促進活動の実績

３　多摩産材の認知度向上及び木の良さ木材の利用意義等を伝える取組（ＰＲ活動）の実績

第１４号様式（第２６関係）

　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　　殿

補助事業者　　住所

氏名　　　　　　　　　　印

新製品開発による多摩産材普及事業改善措置報告書

　　　　　年　月　日　　付　　第　号により補助金額を確定した新製品開発による多摩産材普及事業について、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第２６第３項に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　改善措置の内容（要因分析・今後の改善策等）

２　改善措置の実施時期

第１５号様式（第２６関係）

　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　　殿

補助事業者　　住所

氏名　　　　　　　　　　印

新製品開発による多摩産材普及事業達成状況報告書

　　　　　年　月　日　　付　　第　号により補助金額を確定した新製品開発による多摩産材普及事業について、新製品開発による多摩産材普及事業費補助金交付要綱第２６第４項に基づき、下記のとおり報告します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 完成年度 | 目標利用量 | 達　　成　　状　　況 | | | 備　　　考 |
| １年目  （平成○年度） | ２年目  （平成○年度） | ３年目  （平成○年度） |
|  |  |  |  |  |  |